

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部改正（素案）への意見募集（パブリックコメント） 募集結果概要

1. 意見等募集期間 : 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）
2. 意見等提出者数 : 個人2名
3. 意見等提出件数 : 2件
4. ご意見・ご提案の概要及び市の考え方（類似の意見があった場合は類似する意見として集約しております。）

No.	条	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	22	持ち去り行為者を特定するための効果的な方策として、ゴミ置き場への防犯カメラの設置、市民からの持ち去りに関する情報収集及び共有など必要ではないか。	<p>本市ホームページでは、資源物の持ち去り禁止の貼り紙を例示として掲載しております。</p> <p>本条例に資源物の持ち去り禁止条項を制定後は、例示の貼り紙において、条例で持ち去り行為の禁止が定められていることを記載したものを掲載する予定としております。</p> <p>また、平日夜間や祝祭日に不法投棄巡回パトロールを実施しておりますが、条例施行後は持ち去り行為の巡回も併せて実施する予定としております。</p>
2	23～25	<p>指導及び勧告、命令、公表の条項を追加とありますが、行政罰を設けない理由は。これだけでは、実効性に乏しいのでは。</p> <p>罰金のほか、持ち去り行為で得た収入の返還や行為者に対してボランティア活動を課してはどうか。</p>	<p>廃棄物として排出された場合、無主物として扱われるため、この場合の持ち去り行為自体は犯罪行為にはあたらないと考えられます。</p> <p>しかし、貼り紙などで収集先を記載することで排出者がこの廃棄物を貼り紙に記載された収集業者に収集を依頼しているという意思表示になり、記載された収集業者以外の者が収集した場合、犯罪行為にあたる場合があると警察に相談のうえ確認しております。</p> <p>併せて、警察に持ち去り行為の取り締まり等について相談したところ、持ち去り行為の禁止が条例で規定されていれば、行為者に対して注意・警告はよりしやすくなるとの意見を頂いております。</p> <p>また、条例が制定されていることによる持ち去り行為の抑止効果は一定あることや、令和6年に実施しました町会・自治会が実施している集団回収によるモニタリング調査においても貼り紙による意思表示をすることで持ち去り行為の抑止効果があるとの結果が出ています。</p> <p>このことから、持ち去り行為の禁止を条例で定め、貼り紙による意思表示を実施した場合、持ち去り行為に対するより一層の抑止効果が期待でき、併せて、行為者に対する指導・監督・命令・公表に関する規定を定めることで厳格な対応を行うことができるものと考えます。</p>